

鎌倉日和

vol.40

日本国内でのワクチン接種が進む一方で、夏休みが終わった学校や保育園での感染拡大、新たな変異株の出現など、コロナとの闘いはまだまだ続きそうです。心が折れそうになるニュースも多いですが、溢れる情報に翻弄されないよう、まずは心身ともに健やかであることが大切です。感染症対策をしっかりとりながら、秋の美味しい食べ物や、美しい自然を満喫したいですね。



鎌倉ブランドのお客様

鎌倉美容室 URUMA 様

● 一人サロンとして ●

JR 鎌倉駅東口改札から徒歩 1 分という立地で、一人サロンとして美容室を営んで 14 年目になる美容室 URUMA 様。オーナーである美容師の宇留間祐介さんにお話を伺いました。

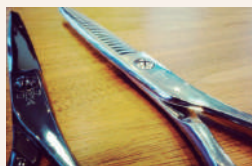
鎌倉生まれ、鎌倉育ちの宇留間さん。竹林で有名な報告寺のそばで床屋を営むおじい様は、なんと 102 歳で現役の理容師。宇留間さんのお母様も理容師という環境で育ちました。鎌倉の美容学校を卒業した頃、ちょうど世の中は「カリスマ美容師」ブーム。都内の有名美容室の入社から、宇留間さんの美容師としての人生が始まりました。

その後、数々の美容室で経験を積み、自分ならこうやる」を常に



考えているうちに、独立の気持ちが強くなったといいます。

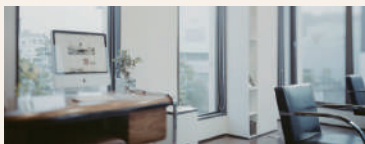
地元鎌倉で念願の一人サロンをオープンしたのが 2008 年。結婚して家族が増え、売上を上げるために平日 24 時までの営業を始めました。しかし、無理を押しての働き方は続かず、半年で身体をこわし、サロンで倒れるという事態になってしまいました。それは、尊敬するおじい様のように生涯現役でいたいという理想と全く異なると痛感した宇留間さん。



そのことが、1 人で続けること、売上を増やすことの両立において、自分をどうブランディングするのか考えるきっかけになったそうです。

そこで、2016 年ごろからオンラインで同業の美容師さんのサポートをするコンサルティングをスタートしました。振り返ると、ちょうどその頃、サロンのお客様の悩みも変わってきた頃でした。以前は、「自分に似合うヘアデザインがわからない」という相談がメインでしたが、顧客も年齢を重ね、「ボリュームが出ない」「毛が細い」などの悩みに変化して

きたことに気づき、育毛メニューに力を入れることにしました。



● 趣味美容師® を商標登録したきっかけ ●

体調を崩し、生き方や理想を改めて考えたときに出てきたのが、「趣味美容師®」というワードでした。「できればずっとお客様の髪をカットしていきたい。趣味はカットだ」と使い始めた言葉でしたが、最初は「趣味とか言っていないで真面目に働きなよ」と言われれば返す言葉が無かったといいます。

しかし、コロナで本当に必要なものや本質を見直す機会が増え、世の中の様々な当たり前が激変しました。



そこで、力を入れていた育毛コースをさらに進化させ、コースに入っていた方にはカットをプレゼントするというシステムを導入しました。

趣味とは本来マネタイズを考えずにやることですが、そうすることで、美容師の本業であるカットでお代をいただかない、という状況が完成しました。「趣味美容師®」が中身を伴ったわけです。髪を育て、健康な状態が維持できれば、パーマやカラーをする必要がなくなります。趣味美容師を実現することで、お客様にとって本当に必要な提案をできるようになります。自分の生き方が「趣味美容師®」の中に表現されていると思ったとき、商標として守らなければと強く感じたそうです。

● 美容師の価値向上を目指して ●

表面を綺麗にしてヘアデザインすることが今までの美容師の価値でした。しかし、そこを抜け出さない限り美容師の社会的価値の向上は無いと宇留間さんは言います。オンラインツールの普及で美容師のスキルは全国的に向上した一方で、美容師一人当たりの価値は下がっています。これからの美容師は個々のブランディングが重要になり、その手段としての育毛は、スキルさえあればその価値をお客様に届けることができる有用なツールになります。

宇留間さんは、全国の自分と同じような一人サロンの美容師にスキルを伝え、輪をつなぎ、一人サロンの価値を上げていくことが夢だと語ってくれました。当事務所には、一人で事業を営むお客様が様々な業種にいらっしゃいます。「生き方」を軸にしながら、自身をブランディングしていく事業の在り方は様々な業種で参考になるのではないのでしょうか。

鎌倉美容室 URUMA

鎌倉市小町 1 丁目 5-23
今川ビル 3F
TEL: 0467-22-5360
<https://www.uruma.info/>





● 商標の審査期間 ●

商標「趣味美容師®」については、2020年6月24日に商標登録出願をし、2021年6月17日に商標登録が認められました。出願から登録まで、ほぼ1年かかっています。数年前まではもう少し早かったのですが、この2、3年は丸一年がかりです。

ここ最近では中小企業にブランディングの意識が根付き、商標登録出願の件数自体増えていました。そして2020年に開催される予定だった東京オリンピック前には、オリンピック需要に当て込んで、商標登録出願の件数がさらに増加しました。

それにより審査の遅れが生じたのですが、重なるように2020年初頭からのコロナ禍による混乱、そして省庁におけるリモートワークの実施により、審査の遅延が恒常化しています。はじめて商標登録の相談にいらした方に、登録まで1年ほど掛かることを説明すると驚かれることが多いです。

● 早く審査してもらうためには？ ●

さて、唐突に問題です。

Q. 商標登録の審査に一年掛かるとするのは、世界的にみても長いでしょうか、それとも短い方でしょうか？

A. 世界的にみると、大体「普通」です。

つまらない解答ですみません。

アメリカも概ね1年程度。韓国もそのくらい。中国は10カ月くらいなので少し早いです。カナダは30カ月。EUは5カ月くらいです。

EU早いですね。というも、EU特許庁(欧州連合知的財産庁)は類似の先願の有無については、異議申立がなければ審査しないからです。類似商標の重複登録が生じた場合は、事後的に先の権利者が勝つという自己責任制。ですので、商標のサーチが非常に重要になります。しかし、カナダは遅すぎるだろうと。

1年という期間が「長い」という認識は日本の特許庁にもありまして、「早期審査制度」を使いやすくしたり、「ファストトラック制度」という制度を導入したりと色々やっています。

「早期審査制度」は字面から分かるように、一定の要件を満たした出願人から請求があった場合に、早期の審査を行うというものです。ただ、すでに使用している必要があるなど、ややハードルが上がります。

一方、「ファストトラック制度」は、出願書類を特許庁が審査しやすいように整理して出願した場合、自動的に審査が早くなるというものです。

商標登録出願は権利を求める範囲を指定して出願をしますが、その範囲を、特許庁があらかじめ用意している商品名やサービス名で表記すれば自動的にファストトラック審査にな



り、6カ月程度で審査がされます。特段、出願人の費用負担も無いため利便性が高いです。

例えば、宇宙間様が出願した商標の権利範囲を「美容」や「理容」に限定するならば、ファストトラック制度を使って審査期間を短縮するのが有効です。

しかし、特許庁が用意しているのは、社会において一般的な商品名やサービス名として認識されているものです。商品やサービスは、常に新しいものが生まれ、既存の商品等に分類しにくい範囲で権利を守りたいと考えるケースも少なくありません。

今回の「趣味美容師®」は、単なる美容業ではなく、美容師間の情報交換等を想定しています。経営指導や美容に関する知識教授、またSNSやサイト運営の側面もあるわけです。

このような新しい事業を、既存のサービス等に無理にあてはめると権利範囲に穴があく場合があります。「趣味美容師®」については、権利化を急ぐ事情も無かったため、多少審査に時間が掛かったとしても、事業の実態を慎重にカバーした権利範囲を設定しました。

商標登録出願をする際に、事業が既存のものであるならば、ファストトラック制度はお勧めです。一方、商品やサービス自体に新しさがあるようなときは、「取っただけど使えない」権利にならないよう、専門家にご相談いただけると良いかと思います。

商標担当弁理士 芦田 圭司

知財お役立ち情報を発信しています!

商標をはじめとする知的財産について、弁理士渡部仁が分かりやすく解説した動画を YouTube で定期的に公開しています。その名も「弁理士渡部の知財でござる!」です。渡部弁理士のユニークな一面も見逃さず。ぜひチャンネル登録してみてくださいね。



<https://www.youtube.com/channel/UCJd9gs0DfuzLakbxDvOCCg>



SHOUSEI International Patent Office
将星国際特許事務所
〒248-0006
神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL : 0467-73-8540 (平日10:00~16:00)
FAX : 0467-73-8541
Email : info@shousei.jp
URL : https://shousei.jp/

